

4 野生動植物の保護施策の考え方及び方向性

県内に生息・生育する野生動植物の保護を図るためには、その種の生存を圧迫している主な要因を取り除き、生息・生育環境を改善する必要がある。そのためには、生物学的知見に基づき、種ごとの直接的又は間接的な圧迫要因を解明し、個々の対策を講じる必要がある。とりわけ、種の捕獲・採取及び生息・生育地における行為を規制するなどの措置が重要であり、今後は、次の(1)から(8)に掲げる保護施策を効果的に推進していく必要がある。

(1) 指定種、保護区域等における法規制

ア 法制度の創設等による規制

野生動植物は本県の自然環境の構成要素の一つであるとともに、県民共有の貴重な財産であり、その保護が生物の多様性を確保していくうえで欠くことのできないものである。このことから、愛媛県県立自然公園条例などの関係法令の適正な執行を図るとともに、野生動植物の保護を目的とした新たな法制度の創設による規制を行い、もって人と野生動植物との共生を実現し、これを将来の世代へ継承していく必要がある。

なお、法規制を行う場合、私権の制限を伴うことが少なくないので、規制の趣旨について関係者の十分な理解を得るとともに、私権を尊重し、必要に応じ土地の公有化、損失補償等の適切な対策を講じるものとする。

イ 緊急に保護を図る必要のある種の指定

人為による開発行為や過剰な捕獲・採取圧等が生息・生育に大きく影響を及ぼしており、個体群の存続に支障をきたしていると判断される種のうち、緊急に保護を図る必要のある種について、「特定希少野生動植物」に指定し、捕獲・採取等の規制を行う。

指定種については、種ごとに保全計画を策定し、適切な保全・回復事業を実施する必要がある。

ウ 緊急に保護を図る必要のある生息・生育地の指定

希少野生動植物の保護の基本は、その生息・生育地における個体群の安定した存続を保証することである。この見地から、緊急に個体群の生息・生育環境の保全を図る必要があると認められる生息・生育地を「生息・生育地保護区」に指定し、土地の改変行為等の規制を行う。

(2) 開発行為等における影響評価

行政や事業者が野生動植物の生息・生育に大きな影響を及ぼすおそれがある土地の形状の変更、工作物の新設等を行う場合には、希少野生動植物の保護について最大限の配慮に努めるとともに、県は必要に応じ、配慮のための適切な情報の提供を行う。

なお、開発事業の実施主体は、事業計画を策定する段階において、野生動植物の生息・生育について、自主的かつ可能な範囲で、既存資料や地域住民等からのヒアリングによる確認調査を実施することとし、調査の結果、希少野生動植物の生息等の可能性があるると判断した場合は、希少野生動植物に対する影響を予測・評価し、適切な保護対策を講じるものとする。

(3) 監視・指導體制の充実強化

県内に生息・生育する野生動植物の保護のための監視は、現状では、主として自然公園指導員等によるボランティアに頼っているが、今後は、捕獲・採取の規制が厳守されるよう監視・指導體制の強化が必要である。

そのためには、登山者や観光客等への自然保護思想の普及啓発と野生動植物の保護について指導できる人材を確保するため、野生動植物の保護に熱意と識見を有する者を公募し、啓発、調査、助言等を行う専門監視員制度を創設するとともに、優れた人材については、インストラクターとして登録するなど、社会的位置づけを明確にすることも必要である。

(4) 調査研究の推進（モニタリング・資料保存とその有効活用）

野生動植物の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物学的知見を基盤とした科学的判断が必要となるため、有識者をはじめ県民から広く情報を収集するとともに、種の分布、生息・生育状況、生態、保護管理手法とその有効活用に必要な各分野の調査研究を推進する。

また、県レッドデータブックについては、有識者の意見を聴いたうえで定期的に見直しを実施するとともに、レッドデータブックに追加掲載すべき新たな種の情報があった場合は、適宜掲載種の追加選定に関する検討を行う。

なお、これまで多くの研究者によって収集されてきた愛媛県産の動植物に関する標本等の資料は、個々の研究者が自身で管理している状況であり、その管理能力の限界から、しばしば県外の研究機関等に流出しているのが現状である。

これらの貴重な資料は、愛媛県の自然環境を記録した知的財産であり、これを適切に管理し、利用することで、野生動植物の保護に関する様々な施策に有効活用することが可能となるため、今後は、野生動植物の標本等の管理や情報の集積、分析及びこれらの情報に関する公表を可能とする体制づくりを行う。また、将来的には、これらの管理や調査研究を専門で行う職員を配した生物多様性センター

(仮称)の設置を検討する。

(5) 保全・回復事業の実施

生息・生育地の回復は、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復することであり、その対象としては、河川、湿原、干潟、里地里山など様々な自然が考えられ、これらは、気象・地形・土壌・水質等の地域の特性に応じ、地域の自然自らの回復力を手助けする方法により行うことが重要である。

このため、保全・回復事業の実施にあたっては、種に応じた保全計画を策定し、どのような水準に生息・生育環境を再生・修復し、どのように希少野生動植物の個体数の維持、回復を図るかといった目標を設定し、周辺地域の自然環境を損なうことのないよう十分な調査を行ったうえで、地域の住民にも受け入れられる手法等を検討する。

さらに、事業実施後は、その効果を評価し、効果的な保全・回復事業が実施されるよう努めるものとする。

このように野生動植物の保護は、本来は生息域内で行われるべきものであるが、絶滅のおそれのある種の中には、生息環境の維持・改善等の生息域内の保全措置を講ずるだけでは、野生下での個体群の維持・回復が困難な状況にあるものも存在する。これらについては、生息域内の保全措置と併せて、動物園等の協力を得て、生息域外における人工繁殖を図り、繁殖個体の再導入による野生個体群の回復を図るなどの措置を講じることも検討する。

なお、国においては、「新・生物多様性国家戦略」の「三つの方向」として「保全の強化」、「自然再生」、「持続可能な利用」をあげ、自然と共生する社会を実現し、開発で損なわれた湿原、干潟、里地里山などの自然を復元するため、自然再生推進法に基づく『自然再生整備事業』等を活用して、地域住民、学識経験者、行政等が一体となった手法で取り組んでいる。

北海道の釧路湿原や埼玉県荒川中流域において、乾燥化が進む湿原等の再生を目指す事業など

(6) 普及啓発の推進

野生動植物の保護施策の実効を期するためには、県民の保護への適切な配慮や協力が不可欠であるため、野生動植物の種の現状やその保護の重要性に関する県民の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を積極的に推進する必要がある。

ア 児童・生徒、県民、民間団体等

学校教育、社会教育その他多様な場において、児童・生徒、県民、民間団体等に対し環境学習の一貫として野生動植物保護に関する普及啓発に積極的に取り組む。

そのためには、野生動植物の生態や、その保護・保全に関する情報をこれまで以上に様々な方法で提供し、学校教育・社会教育の現場が受け取りやすく、利用しやすい情報にするとともに、身近な問題として常に接することができるように整備しておくことが重要である。

イ 事業者への啓発

開発行為などの自然環境の改変を行う事業者へは、あらかじめ自然環境や野生動植物保護に関する考え方等を周知し、自然環境への不必要な影響を回避してもらうことが必要である。

(7) 外来種対策

国は、「新・生物多様性国家戦略」において、外来種による生態系の攪乱の問題を、わが国の生物多様性の3つの危機の一つとして位置づけ、必要な対策を講じていく方針を明らかにするとともに、当該外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定の場合を除いてその飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを禁止するとともに、国等による防除等の措置を講ずることなどを内容とする「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を平成16年6月2日に公布したところである。

本県においては、外来種の実態を十分に把握するには至っていないが、オオクチバスやブルーギルによるアユ等への食害や生態系への影響が懸念されている。

このことから、県内における外来種等の生息・生育状況及び野生動植物への影響など、現状を把握し、対象となる外来種をリストアップし、状況に応じた具体的な対応策を検討する必要がある。

また、不用意な野外逸出や移植行為がこれらの問題を引き起こす原因のひとつであることを踏まえ、県民の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を推進するとともに、必要に応じ県民との協働による防除の体制整備を行う。

(8) 保護推進体制の整備と関係機関の連携

県の野生動植物の保護施策の推進にあたっては、県、市町、県民、事業者等との連携・協力のもと、各主体が自主的かつ積極的に野生動植物の保護や生息・生育環境の保全の取組みに参加できるような体制づくりが不可欠である。

このため、行政と県民等が連携・協力して、調査、監視、指導等の取組みを進めるため、野生動植物の保護対策に関わる関係機関のネットワーク化を図り、地域における監視・指導体制の確立を図るとともに、野生動植物の保護に取り組む

ボランティアなどの支援・育成に努める必要がある。

さらに、県内市町間の連携はもとより、国及び他の都道府県、特に隣県との連携・協力により事業を実施するなど、広域的な取組みも求められる。

ア 県の役割

県は、野生動植物の保護に関係する関係部局（県民環境部、農林水産部、土木部、教育委員会）が一体となって、野生動植物に関する的確な情報の把握に努め、実効力のある保護対策を講ずるとともに、国や隣県との調整及び連携を図り、かつ市町等との協力による包括的な取組みを推進する必要がある。

イ 市町の役割

市町は、地域住民や民間団体、事業者と日常的に深い関わりを持っていることから、それぞれの地域独自の野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全のための施策を検討していくことが期待される。

このため、地域の特性に応じた取組みの目標及び方向性等の設定・提示、各種制度等の基盤づくり及び各主体の取組みをサポートするための施策を、県や県民、事業者との協力・連携のもとに推進することが期待される。

ウ 県民の役割

県民は、野生動植物が県民共有の貴重な財産であるという認識のもとに、自らが保護対策を推進し、次代へと継承する責任がある。

特に、地域の環境保全を担う最も中心的な存在として、県民一人ひとりが野生動植物に対する理解を深め、その保護の必要性を認識することが極めて重要であることから、日常生活の中で、自主的かつ積極的な取組みが期待されることである。

また、県民や事業者等により組織される公益的な活動を行う民間団体は、地域における野生動植物の保護や生息・生育環境の保全・創出のための活動を積極的に推進し、地域における各主体の協力・連携の調整役を担うことが期待される。

エ 事業者の役割

事業者（国・県等を含む）は、経済活動の中心的存在であり、野生動植物の生息・生育に重大な影響を与えるような開発行為を計画段階で回避し、やむを得ず影響を与える行為を行う際には、その環境への負荷を低減するための環境保全措置を行わなければならない。

特に、野生動植物の保護対策に係わる技術・工法の開発や環境配慮型の商品の生産販売、あるいは情報の提供など、幅広い活躍が期待される。

また、地域住民や関係機関との連携を図り、里地里山を含む農村の二次的自然について、適切な維持管理活動を展開することが期待される。

オ 保全活動等の推進体制の確立

県民をはじめ、国、県、市町、学識経験者及びNPO等の野生動植物の保護に関係する機関の協働・連携による保護活動を実行していく組織として、県レベル及び各地域毎に推進体制を確立し、保護活動の充実、監視・指導の強化、関係機関の調整及び情報流通の円滑化を図っていく。